

相続税ハンドブック

読んでトクする相続の基本と相続税の話

ご相談は下記電話番号までご連絡ください
初回の相談は無料とさせていただきます。

TEL 03-5217-2288 FAX 03-5217-2289



…まずは相続の基本的なお話から…

相続とは？

相続とは人が亡くなった際に、その人の財産を一定の身分関係にある誰かが承継することです。
相続において、亡くなった方を被相続人といい、被相続人の財産を承継する方を相続人といいます。

誰が相続できますか？

相続人は民法で定められており法定相続人と呼ばれますが、一般に「相続人」と「法定相続人」は同じ意味で使用されております。

なお、相続により相続人以外の方が相続財産を承継できるケースは、遺言書により相続人以外の方が相続財産を承継する場合があります。

誰が相続人になりますか？

相続人となれるのは、被相続人の配偶者・子供・父母・兄弟姉妹などですが、相続人になれる順位は決まっていますので全員が相続人となれるわけではありません。

配偶者	必ず相続人
子供（孫）	第1順位の相続人
父母、祖父母	第2順位の相続人
兄弟姉妹	第3順位の相続人

①配偶者がいる場合には、その配偶者は必ず相続人となります。

配偶者の他に子供、父母、兄弟姉妹がいる場合には、上記の優先順位の高い方のみが配偶者とともに相続人となります。

具体的に配偶者と子供、父母がいる場合には、配偶者と優先順位の高い子供が相続人となり父母は相続人となれません。

②配偶者がいない場合には優先順位の高い方が単独で相続人となります。

配偶者がいない場合で、子供と父母がいる場合には、優先順位の高い子供のみが相続人となります。

養子も相続人となれますか？

養子縁組すると養親との間に実子と同じ身分を取得することとなります。

したがって養子は相続人となることが可能です。

養子縁組には普通養子縁組と特別養子縁組の二種類あり、普通養子縁組は実の親と養親との親子関係が成立し二重の親子関係となります。

特別養子縁組は実の親との親子関係が断たれるため、養親との親子関係のみが成立し養親の実子として取り扱われます。民法上は養子の数に制限はないため何人でも養子縁組することができますが、相続税の基礎控除額等を計算する際の法定相続人に含まれる普通養子の数は、実子がいる場合には1人、実子がいなかった場合には2人までとなります。

相続人に未成年者がいる場合は？

相続人に未成年者がいる場合には、親権者が法定代理人として同意をすることとなりますが、親権者と子（未成年者）が共に相続人となる場合、親権者が子の法定代理人として遺産分割協議の同意をすることはできません。

この場合、家庭裁判所に特別代理人の申立を行い、親権者の代わりに代理人となる特別代理人の選任が必要となります。選任された特別代理人が遺産分割協議を行うこととなります。

相続財産はどのように分けますか？

被相続人が生前に遺言書を作成している場合には、基本的に誰がどの財産を相続するかが明確ですが、遺言書が存在せず相続人が複数人いる場合には、相続財産をどのように分けるかが問題となります。

この場合、相続人全員が話し合いの上で相続財産を協議しなければなりません（分割協議）。

話し合いですので全部を1人で相続することも可能ですが、分割協議が成立するためには相続人全員の合意が必要となります。

遺言書が存在する場合でも分割協議が成立すれば分割協議の通り相続することが可能です。

遺産分割協議が成立した際には遺産分割協議書を作成しますが、相続人全員の実印での押印が必要となります。

遺産分割の際に気をつけることはありますか？

様々なケースが想定されますが下記の様な例があります。

- ① 相続財産に不動産がある場合、相続人同士が共有で所有する共有持分として登記するケースがあるのですが、不動産を共有持分で所有した場合、売却や建替え等の際に共有者全員の同意を得なければならず、トラブルの原因となります。

共有持分での相続を避けたい場合には、不動産を単独で相続する代償として他の相続人に金銭などを与える代償分割といった方法があります。

- ② 一時的な相続税を考えると、配偶者には税額軽減（後述）がありますので配偶者が多くの財産を相続すれば相続税額が軽減されることとなります。ただし、配偶者が多くの財産を相続すると、次の相続時に多くの相続財産を残すこととなり、結果として多額の相続税を支払う場合があります。この場合には次の相続を見込んだ分割協議が効果的となります。
- ③ 土地を所有している場合、土地の価額は相続財産の多くを占めることとなります。一定の要件を満たした土地は相続税額を減額できる特例があり（後述）要件を満たした場合と満たさない場合とでは相続税額に多くの影響を与えます。

そのため土地の減額特例を受けたい場合には適用要件を意識した分割協議が必要となります。

法定相続分とは？

法定相続分とは民法で定められた相続財産の取り分で、遺言書が存在しない場合等に各相続人が相続できる割合となります。

法定相続分は相続人の間で遺産分割の合意ができなかったときの取り分であり、必ずこの相続分で遺産分割しなければならないわけではありません。

遺留分とは？

相続人には、最低でもこれだけの財産はもらえるという権利があり、その権利を遺留分といいます。遺言書で遺産相続の内容があまりに不公平な場合、不満のある相続人から訴えられる可能性があります。そのため遺言書作成の際には遺留分を侵害しないような対策が必要となります。

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者のみ	配偶者 100%	配偶者 1/2
子供のみ	子供 100%	子供 1/2
兄弟姉妹のみ	兄弟姉妹 100%	なし
直系尊属のみ	直系尊属 100%	直系尊属 1/3
配偶者と子供	配偶者 1/2 子供（全員で） 1/2	配偶者 1/4 子供（全員で） 1/4
配偶者と直系尊属	配偶者 2/3 直系尊属（全員で） 1/3	配偶者 1/3 直系尊属（全員で） 1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4 兄弟姉妹（全員で） 1/4	配偶者 1/2 兄弟姉妹 なし

※直系尊属…「直系」とは、いわゆるタテの血縁関係をいい「尊属」とは目上の者を指すため父母、祖父母などが該当します。

…相続税の基本的なお話です…

相続税はどのような場合に課税されますか？

相続税は被相続人が残した相続財産の合計額が**基礎控除額**を上回った場合に課税されます。

基礎控除額はいくらですか？

基礎控除額が、相続税法の改正により、平成 27 年 1 月 1 日以降大幅に減少します。

改正前

5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数

↓

4 割減！！

改正後

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数



基礎控除額の計算例：相続人が妻と子供 2 人の場合（法定相続人 3 人）

改正前 5,000 万円 + 1,000 万円 × 3 人 = 8,000 万円

改正後 3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 = 4,800 万円

前頁の例の場合、改正前は相続財産が 8,000 万円を超えた場合に、改正後は相続財産が 4,800 万円を超えた場合に相続税の課税対象となります。

この改正により相続税の課税対象となる方が大幅に増加することとなり、首都圏に地価の高い自宅を所有する場合等は、新たに相続税の課税対象となる可能性があります。

相続税法改正の影響

		改正前 (死亡者数に占める割合)	増加	改正後 (死亡者数に占める割合)
全国	課税対象となる死亡者数	4.6 万人 (4.1%)	約 3 万人	7 万人 (6%)
	相続税を納める相続人の数	11.5 万人	6 万人	17.5 万人
	相続税額	1.25 兆円	3,000 億円	1.55 兆円
首都圏	課税対象となる死亡者数	1.5 万人 (7%)	1.6 万人	3.1 万人 (14.3%)
	申告対象者 (納税なしを含む)	3.9 万人 (18%)	4.6 万人	8.5 万人 (39%)

相続税がかかる財産にはどのようなものがありますか？

相続税がかかる財産は大きく分けると次のようになります。

①本来の財産

これは、被相続人から直接相続した財産のことです。土地、建物、現預金、株式などがあげられます。なお、

お墓や位牌などは非課税となります。

②みなし相続財産

これは、被相続人の死亡がきっかけで得た財産のことです。生命保険金、死亡退職金などがあげられます。ただし、これらには一定額の非課税枠があります。

③3年以内の贈与財産

これは、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産のことです。相続税の計算上は相続財産に加えて計算されます。

④相続時精算課税制度を選択した贈与財産

相続時精算課税制度を選択した財産については、相続財産に加えて計算されます。



相続時精算課税とはどのような制度ですか？

親が子等に贈与する場合には、年間110万円までが非課税となり、110万円を超える場合には贈与税が課税されます。相続時精算課税は親等が所有している財産を子供等若い世代に生前に非課税で贈与することが可能となる制度で、65歳以上の親が20歳以上の子等へ生前贈与した場合には2,500万円までが非課税となり、2,500万円を超えた分には20%が課税されます。さらに、贈与が住宅取得等資金の場合には65歳以上という親の年齢制限がなくなります。ただし、贈与した親が亡くなったときには、相続財産にこの贈与した分を加えて相続

税を計算することとなるため、将来相続税が課税されない場合には節税となりますが、将来相続税が課税される場合には、贈与分が相続時に課税されることとなるため適用には注意が必要です。また、相続時精算課税制度を一度適用した場合には、取り消すことはできず贈与税の年間110万円の非課税も使えなくなります。

相続税の申告はいつ、どこにするものでしょうか？

相続税の申告の期限は、被相続人の死亡した日の翌日から10か月以内となります。この期限までに、相続税も原則金銭で全額納付しなければなりません。

ただし、全額を納付できない場合には、相続税を分割により納付する延納が認められております。さらに延納でも納付できない場合には、有価証券や不動産を現物で納付する物納が認められておりますが、延納・物納での納付の場合一定の要件を満たす必要がありますので注意が必要です。

相続税の申告は、相続人全員で、一つの申告書により、被相続人の住所地を管轄する税務署に提出します。

相続財産より借入金が多い場合はどうなるのでしょうか？

相続は亡くなった人のプラスの財産だけでなく、マイナスの財産である債務も引継ぐこととなります。相続税の計算では、借入金等の債務はプラスの相続財産から差し引くことができます。したがって借入金が相続財

産より多い場合には相続税はかかりませんが、相続の方法には注意が必要です。相続の方法には単純承認、限定承認、相続放棄の3通りがあります。

①単純承認

単純承認とは被相続人の権利・義務のすべてを承継する方法です。

そのため、相続財産より債務が大きいときは、相続人が自分の財産で債務を弁済することになります。相続が起きたことを知ってから3ヶ月以内に限定承認も相続放棄もしなかった場合は、自動的に単純承認したものとされます。

②限定承認

限定承認とは相続により取得した財産の範囲内で被相続人の債務を負担すればよく、相続人自身の財産でその債務を弁済する責任はありません。相続人が限定承認をしようとするときは、相続が起きたことを知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申し立てをしなければなりません。

③相続放棄

相続人が相続放棄をしたときは、初めから相続人でなかったものとみなされます。相続人が相続放棄をしようとするときは、相続が起きたことを知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申し立てをしなければなりません。

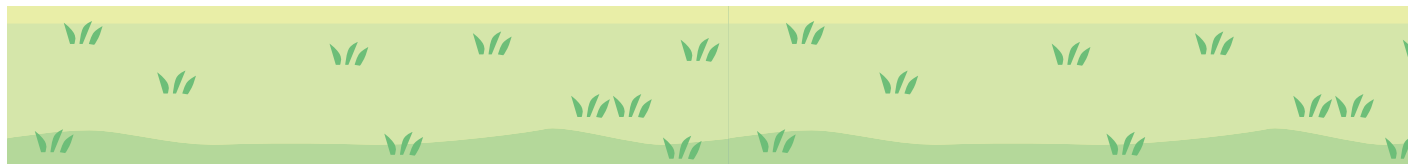
相続税額を減額できる制度はありますか？

例えば下記のような減額があります。

①小規模宅地の特例

この特例は、被相続人から取得した相続人の生活基盤となる宅地について重い相続税がかからないよう、一定の条件を満たした場合、土地の評価額を大幅に減額できる特例です。

		改正前	改正後
事業用地	特定事業用宅地等	400㎡まで 80%減額	400㎡まで 80%減額
	特定同族会社事業用宅地等		
住宅用地	特定居住用宅地等	240㎡まで 80%減額	330㎡まで 80%減額
不動産貸付用宅地等		200㎡まで 50%減額	200㎡まで 50%減額



②配偶者の税額軽減

配偶者が相続する財産については、財産を共に形成してきたことや、今後の生活を考慮し、1億6,000万円と相続財産に法定相続分を乗じて算出した金額のどちらか高い金額までの相続税が免除されます。

したがって相続が発生した際に、配偶者が多くの財産を相続した場合には、相続税額は低く抑えられますが、配偶者は被相続人と同世代のため、次の相続が比較的早く、最初の相続で多くの財産を配偶者が相続してしまったため、配偶者が亡くなった際の相続税が結果として多額となるケースが想定されますので、配偶者の税額軽減を適用する際にはその点を考慮した対策が必要です。

相続税はどのように計算しますか？

相続税は各々が相続した財産に税率を乗じるといった計算方法ではなく、相続財産の合計額から基礎控除額を差し引いた残額を求め、その残額を法定相続分によって各人に按分し、按分した金額を下記の速算表を基に税額を計算し、各々の税額を合計したものが相続税額の基礎となります。この基礎となった相続税額に財産の取得割合を乗じた金額が各人の相続税額となります。

計算例：課税価格 4 億円、法定相続人は配偶者と長男・二男の 3 人の場合

財産の取得割合 配偶者 50% 長男 30% 二男 20%

4 億円 - 基礎控除額 8,000 万円 = 3 億 2,000 万円

相続税の合計額の計算

配偶者 $3 \text{ 億 } 2,000 \text{ 万円} \times 1 / 2 \times 40\% - 1,700 \text{ 万円} = 4,700 \text{ 万円}$

子供 $3 \text{ 億 } 2,000 \text{ 万円} \times 1 / 4 \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 1,700 \text{ 万円}$

$4,700 \text{ 万円} + 1,700 \text{ 万円} + 1,700 \text{ 万円} = 8,100 \text{ 万円}$

各人の相続税額

配偶者 $8,100 \text{ 万円} \times 50\% = 4,050 \text{ 万円}$ → 配偶者軽減により免除

長男 $8,100 \text{ 万円} \times 30\% = 2,430 \text{ 万円}$

次男 $8,100 \text{ 万円} \times 20\% = 1,620 \text{ 万円}$



改正前（平成 26 年 12 月 31 日まで）

課税価格	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	—
3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円
3 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円超	50%	4,700 万円

相続税額の計算は複雑ですが、下記の早見表ではおおまかな相続税額が把握できます。

相続税早見表（平成 26 年 12 月 31 日まで）

課税価格	法定相続人								単位：万円
	配偶者あり（1/2 相続した場合）				配偶者なし				
	子供 1 人	子供 2 人	子供 3 人	子供 4 人	子供 1 人	子供 2 人	子供 3 人	子供 4 人	
1 億円	175	100	50	0	600	350	199	100	
2 億円	1,250	950	813	675	3,900	2,500	1,800	1,450	
3 億円	2,900	2,300	2,000	1,800	7,900	5,800	4,499	3,500	
4 億円	4,900	4,050	3,525	3,250	12,300	9,800	7,699	6,500	
5 億円	6,900	5,850	5,275	4,750	17,300	13,800	11,700	9,600	
6 億円	8,900	7,850	7,025	6,500	22,300	17,800	15,699	13,600	
7 億円	11,050	9,900	8,825	8,250	27,300	22,100	19,699	17,600	
8 億円	13,550	12,150	11,075	10,250	32,300	27,100	23,700	21,600	
9 億円	16,050	14,400	13,325	12,250	37,300	32,100	27,699	25,600	
10 億円	18,550	16,650	15,575	14,500	42,300	37,100	31,899	29,600	
15 億円	31,050	28,450	26,825	25,750	67,300	62,100	56,899	51,700	
20 億円	43,550	40,950	38,350	37,000	92,300	87,100	81,900	76,700	

(平成 27 年 1 月 1 日以降)

課税価格	法定相続人								単位：万円
	配偶者あり（1/2 相続した場合）				配偶者なし				
	子供 1 人	子供 2 人	子供 3 人	子供 4 人	子供 1 人	子供 2 人	子供 3 人	子供 4 人	
1 億円	385	315	263	225	1,220	770	630	490	
2 億円	1,670	1,350	1,218	1,125	4,860	3,340	2,460	2,120	
3 億円	3,460	2,860	2,540	2,350	9,180	6,920	5,460	4,580	
4 億円	5,460	4,610	4,155	3,850	14,000	10,920	8,980	7,580	
5 億円	7,605	6,555	5,963	5,500	19,000	15,210	12,980	11,040	
6 億円	9,855	8,680	7,838	7,375	24,000	19,710	16,980	15,040	
7 億円	12,250	10,870	9,885	9,300	29,320	24,500	21,240	19,040	
8 億円	14,750	13,120	12,135	11,300	34,820	29,500	25,740	23,040	
9 億円	17,250	15,435	14,385	13,400	40,320	34,500	30,240	27,270	
10 億円	19,750	17,810	16,635	15,650	45,820	39,500	35,000	31,770	
15 億円	32,895	30,315	28,500	27,200	73,320	65,790	60,000	55,500	
20 億円	46,645	43,440	41,183	39,500	100,820	93,290	85,760	80,500	

相続手続きの流れ

相続の開始（被相続人の死亡）

★相続放棄・限定承認は **3ヶ月以内**に

遺言書の有無を確認

相続人調査・確認

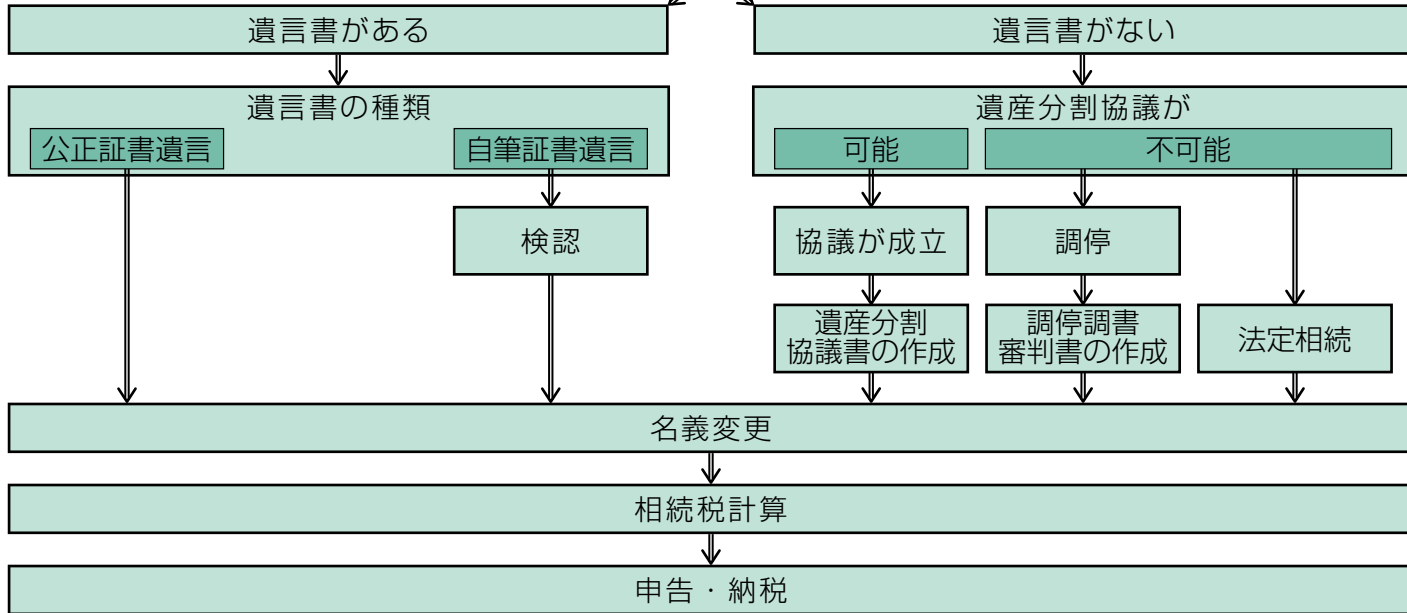
相続財産の把握

相続税の放棄・限定継承

★所得税の準確定申告は **4ヶ月以内**に

所得税の準確定申告

★相続税申告は **10ヶ月以内**に



各専門家の役割

相続は一生に一度か二度あるかないかの出来事ですので、不慣れな状況で多くの問題を各専門家に相談することとなります。一般的には相続人同士の争いがなく、相続税の申告が必要な場合には、税理士が中心となって手続作業を進めます。当事務所では各専門家とのネットワークにより、お客様の相談窓口となり相続の手続きがスムーズに行えるようお手伝いさせていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

	税理士	弁護士	司法書士	行政書士	FP	土地家屋調査士	不動産鑑定士
贈与計画		●		●			
遺言書の作成		●		●			
遺言書の検認		●	●				
遺産分割協議		●		●			
生命保険の変更				●	●		
相続に関する税務相談	●						
相続税の申告	●						
不動産名義変更登記			●				
その他の名義変更		●		●	●		
土地の分筆登記						●	
土地と境界線の確認				●		●	
土地の測量						●	
財産の評価	●	●		●	●		
不動産の鑑定評価							●
後見制度		●	●	●	●		

FP…フィナンシャルプランナー

手続きチェックシート

手続き		チェック	提出／問い合わせ先
支給を受ける	葬祭費・埋葬費		市区町村役場又は年金事務所
	高額医療費		
	公的年金		
	生命保険		生命保険会社
	死亡退職金		勤務先
解約等の手続き	公共料金		電気・ガス・水道会社
	電話		NTT
	クレジットカード		カード会社
	運転免許証		警察署
	パスポート		パスポートセンター
	国民健康保険証		市区町村役場
相続人の確認・調査			本籍地の市区町村役場
遺言書の確認（実筆遺言）			家庭裁判所
相続の承認又は放棄			家庭裁判所
準確定申告	準確定申告		税務署
	青色申告承認申請書		
相続税の申告			
遺産の名義変更	不動産		法務局
	預貯金		銀行・郵便局
	有価証券		証券会社・銀行
	自動車		陸運局
	住宅ローン		ローン会社

会社概要

千代田税理士法人（東京事務所）

〒101-0054 千代田区神田錦町3丁目17番地 廣瀬ビル9階 TEL 03-5217-2288

浦和事務所（公認会計士事務所）

〒336-0015 さいたま市南区太田窪5-20-25

代表者紹介

公認会計士・税理士 小島 昇

経歴

1948年12月19日生

1966年 埼玉県立浦和高等学校卒業

1981年 税理士登録（第46620号）

1982年 公認会計士登録（第7560号）

2009年11月 **黄綬褒章受章**

役職等

株式会社ダイエー社外監査役

株式会社工又・ピー・シー社外監査役

一般社団法人 日本経営管理協会副理事長

元日本公認会計士協会千代田会会長

元日本公認会計士協会常務理事（財務担当）

前政府税制調査会法人課税小委員会専門委員

元千代田公認会計士監査団理事長

1. 豊富な実績で誠実にお手伝いさせていただきます。

当事務所は、創業以来 50 年を超える豊富な経験と実績を持って、誠実にお客様のご相談にお応えいたします。おかげさまで代表は公認会計士として黄綬褒章を受章させていただきました。相続税の申告実績も 100 件以上ございますので安心してご相談ください。

2. 初回の相談料を無料とし、料金は明確に提示いたします。

初回の面談後、料金が発生する場合には作業内容ごとの見積書を作成し、料金を明確に提示いたします。資産税のみならず会計・税務の相談も初回は無料とさせていただきます。

3. 税務調査を意識した申告をいたします。

ある程度の資産のある場合、相続の申告をしたのち、税務署による調査が入る場合がございます。調査に備えて、わかりやすい書類作成をし、申告に関する根拠法令を明らかにいたします。

4. 納め過ぎた相続税を国から取り戻します。

いったん税務署に申告した相続税の申告書をお見せいただき、土地等の評価方法または、特例の適用の有無について詳細に検討し、納め過ぎた相続税があれば、国に対して還付請求をいたします。平成 23 年 12 月 2 日以後に確定申告書の提出期限が到来する相続の申告についての還付請求できる期間は、法定納期限後から 5 年となっております。

ご相談は下記電話番号までご連絡ください
初回の相談は無料とさせていただきます。

TEL 03-5217-2288 FAX 03-5217-2289

2014年1月